

# 船橋市地域防災計画修正【概要版】

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議が作成・修正する計画とされています。本市防災に関し、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めることを目的としています。

この度、令和5年4月に行われた行政組織の改正及び国の防災基本計画並びに千葉県地域防災計画の改定に係る修正等を反映し、現行の地域防災計画(本編・資料編)の修正を行います。

## 主な修正内容

### 1 行政組織の改正に伴う修正

#### ○ 班構成の変更等 該当ページ:地震 2.1-14、17~19

令和5年4月1日付で市の組織の一部が改正となったことに伴い、災害対応にあたる班構成の変更(現高齢者福祉部、健康部、保健所)を行うとともに、班員となる課について、新設となる課(健康危機対策課、福祉政策課、子育て給付課、児童相談所開設準備課)の追加や課名の変更等を行います。

新			旧		
統括責任者	班	班員	統括責任者	班	班員
高齢者福祉部長	第1 要配慮者支援班	◎介護保険課/高齢者福祉課/ 地域包括支援センター/ 地域包括ケア推進課	健康・高齢部長	第1 要配慮者支援班	高齢者福祉課/◎介護保険課/ 地域包括ケア推進課/ 中部地域包括支援センター/ 東部地域包括支援センター/ 西部地域包括支援センター/ 南部地域包括支援センター/ 北部地域包括支援センター/
健康部長	第2 災害医療対策班	○健康政策課/保健センター/ 健康づくり課/地域保健課		第1 災害医療対策班	◎健康政策課
	第3 収容班	○国保年金課		第3 収容班	○国保年金課
	第2 医療看護班	○看護専門学校	第2 医療看護班	○看護専門学校	
保健所長	第1 災害医療対策班	◎健康危機対策課/ 保健総務課/衛生指導課/ 動物愛護指導センター	保健所長	第2 災害医療対策班	○保健総務課/地域保健課/ 中央保健センター/東部保健センター/ 北部保健センター/ 西部保健センター/健康づくり課/ 衛生指導課/動物愛護指導センター※保健所所属者を含む
福祉サービス部長	第1 生活再建班	○地域福祉課/福祉政策課	福祉サービス部長	第1 生活再建班	○地域福祉課
こども家庭部長	第3 供給班	○こども政策課/こども家庭支援課/ 子育て給付課/保育入園課/ 保育運営課/保育園/地域子育て支援課/ 家庭児童相談室/児童相談所開設準備課/ 子育て支援センター/児童ホーム/ 療育支援課/放課後ルーム/ こども発達相談センター/ マザーズホーム/母子・父子福祉センター	子育て支援部長	第3 供給班	○こども政策課/児童家庭課/ 家庭福祉課/保育認定課/ 公立保育園管理課/保育園/ 地域子育て支援課/子育て支援センター/ 児童ホーム/療育支援課/ こども発達相談センター/ マザーズホーム

※◎:課長が班長となっている課

◎が付く災害医療対策班等は業務を複数の班で連携して行うため「◎」の班長が他の「○」の班長との総合調整をする

## その他該当箇所

風水害 2.1-7/2.1-15

その他 1.3-1

## 2 消防施設の整備目標の明確化に伴う修正

現在、移転計画が進んでいる消防指令センターの耐災害性の強化及び、消防活動の拠点となる消防署所において考慮が必要となる災害リスクへの対応について明記します。

### ○ 消防指令センター・消防署所の整備目標の修正 該当ページ:地震 1.4-9

新	旧
<p><b>消防局・消防指令センターの整備</b></p> <p>消防局庁舎・消防指令センターは、消防活動の拠点としての機能を適切に発揮する必要があるが、「津波浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」にあるため、必要な所定の耐震性を確保するとともに、浸水想定区域外へ移転する必要がある。</p>	記載なし
<p><b>消防署所の整備</b></p> <p>消防署所は消防活動の拠点としての機能を適切に発揮するため、消防庁舎として必要な所定の耐震性を確保するとともに、「津波浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」のいずれかにある消防署所においては、かさ上げ等を行い、浸水による被害を最小限に留める必要がある。また、災害時における現場到着時間の短縮を図るため、適正な配置を検討するとともに、既存施設の改修を行い、効果的な運用を図る。</p>	<p>消防署所の整備</p> <p>消防活動の拠点となる消防署所の適正な配置を検討するとともに、既存施設の改修を行い、効果的運用を図る。</p>

## その他該当箇所

地震 1.2-8

## 3 防災基本計画及び千葉県地域防災計画等の改定に伴う修正

### ○ 北海道・三陸沖後発地震情報及び長周期地震動に関する観測情報に伴う修正等 該当ページ:地震 2.1-4、9

令和4年12月16日から運用が開始された北海道・三陸沖後発地震情報及び令和5年2月1日から緊急地震速報の発表基準に追加された長周期地震動に関する観測情報に対する市の職員配備体制を定めましたので反映します。

また、気象庁が、平成29年11月1日より『南海トラフ地震に関連する情報』の運用を開始したことに伴い、東海地震のみに着目した『東海地震に関連する情報』の発表を行っていないことから、同様に職員配置体制等に反映するとともに、『第4章 東海地震に係る周辺地域としての対応計画』を削除します。

#### ○ 北海道・三陸沖後発地震情報

これまでマグニチュード7.0クラスの地震発生後、その地震の影響を受けた地域で、続いてマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生した事例があることから、日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生し、情報発信条件を満たす先発地震であると気象庁が判断した場合、「北海道・三陸沖後発地震情報」が発信されます。

#### ○ 長周期地震動に関する観測情報

大きな地震が発生した際に生じる周期が長い揺れを長周期地震動と言い、高層ビルの場合、高層階で大きく揺れる傾向があります。令和5年2月1日からは、高層階の住民に対して身を守る行動を実施してもらうこと、施設管理者等には、防災対策を行うための判断支援を目的として、長周期地震動による被害の目安を示す「長周期地震動階級」を用いて長周期地震動の緊急地震速報が開始されました。

新		旧	
○ 市職員参集条件の修正 該当ページ:2.1-4			
震度・津波	参集職員	震度・津波	参集職員
1.市内で震度4を観測し、市長が必要と認めた時 2.南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震注意)の発表 3.千葉県北西部で長周期地震動階級3以上を観測 4.北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表	危機管理課の職員	1.市内で震度4を観測し、市長が必要と認めた時 2.南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震注意)の発表	危機管理課の職員
1.市内で震度5弱 2.東京湾内湾に津波注意報の発表 3.南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表	部課長以上の職員 各施設長 危機管理課の全職員	1.市内で震度5弱 2.東京湾内湾に津波注意報の発表 3.東海地震注意情報の発表 4.南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表	部課長以上の職員 各施設長 危機管理課の全職員
1.市内で震度5強以上 2.東京湾内湾に大津波警報・津波警報の発表	全ての職員	1.市内で震度5強以上 2.東京湾内湾に大津波警報・津波警報の発表	全ての職員
	避難所 非常参集職員 職場 非常参集職員		避難所 非常参集職員 職場 非常参集職員

新				旧			
○ 市職員配備体制基準の修正 該当ページ:2.1-9							
区分	種別	指揮	配備時期	区分	種別	指揮	配備時期
災害対策本部設置前	各課対応	-	1.市域で震度4のゆれを観測し、市長が必要と認めたとき 2.南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震注意)が発表されたとき 3.千葉県北西部で長周期地震動階級3以上を観測 4.北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表 5.その他の状況により各部局長が必要と認めたとき	災害対策本部設置前	各課対応	-	1.市域で震度4のゆれを観測し、市長が必要と認めたとき 2.南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震注意)が発表されたとき 3.その他の状況により各部局長が必要と認めたとき
			1.市域で震度5弱のゆれを観測したとき 2.東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき 3.南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4.その他の状況により市長が必要と認めたとき				1.市域で震度5弱のゆれを観測したとき 2.東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき 3.東海地震注意情報が発表されたとき 4.南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 5.その他の状況により市長が必要と認めたとき
災害対策本部設置後	非常第1配備	市長	1.市域で震度5強以上のゆれを観測したとき 2.東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表されたとき 3.その他の状況により本部長が必要と認めたとき	災害対策本部設置後	非常第1配備	市長	1.市域で震度5強以上のゆれを観測したとき 2.東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表されたとき 3.その他の状況により本部長が必要と認めたとき
	非常第2配備		1.市域で震度5強以上のゆれを観測したとき 2.東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表されたとき 3.その他の状況により本部長が必要と認めたとき		非常第2配備		1.市域で震度5強以上のゆれを観測したとき 2.東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表されたとき 3.その他の状況により本部長が必要と認めたとき

※複数の情報が発表(観測)された場合は、より高次の情報を優先した体制とする

## 4 災害時応援協定の更新

### ○ 災害時応援協定締結先一覧を修正 該当ページ:資料10災害時応援協定締結先一覧

令和5年に社会福祉施設を運営する民間の団体等と『災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定』を締結するなど、協定締結一覧に変動があったことから、市地域防災計画(資料編)に反映します。

・災害時応援協定数 R4 187件→ R5 206件(令和5年11月1日現在)

#### 新規締結した協定

協定等名称	協定先	協定概要	締結日
機械・電気設備故障等復旧支援協力に関する協定	(株)電業社機械製作所営業本部	復旧支援	令和3年11月1日
機械・電気設備故障等復旧支援協力に関する協定	シンフォニアテクノロジー(株)社会インフラシステム営業部、シンフォニアエンジニアリング(株)千葉営業所	復旧支援	令和4年3月7日
災害時における病院前救護所の提供に関する協定	(独)地域医療機能推進機構 船橋中央病院	医療活動	令和5年4月1日
災害時における病院前救護所の提供に関する協定	(医)徳洲会 千葉徳洲会病院	医療活動	令和5年4月1日
災害時における病院前救護所の提供に関する協定	(医)慈心会 青山病院	医療活動	令和5年4月1日
災害時における病院前救護所の提供に関する協定	(医)協友会 船橋総合病院	医療活動	令和5年4月1日
災害時における病院前救護所の提供に関する協定	(医)弘仁会 板倉病院	医療活動	令和5年4月1日
災害時における病院前救護所の提供に関する協定	(医)成春会 北習志野花輪病院	医療活動	令和5年4月1日
災害時における病院前救護所の提供に関する協定	(医)千葉県勤労者医療協会 船橋二和病院	医療活動	令和5年4月1日
災害時における病院前救護所の提供に関する協定	(医)千葉秀心会 東船橋病院	医療活動	令和5年4月1日
災害時における病院前救護所の提供に関する協定	(医)誠馨会 セコメディック病院	医療活動	令和5年4月1日
災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定書	千葉県環境計量協会	有害化学物質調査	令和4年4月1日
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)	支援物資の集積及び配送業務	令和4年2月21日
津波における一時避難施設としての使用に関する協定	京葉瓦斯(株)	京葉ガス(株) 船橋倉庫	令和4年7月13日
災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	東京東信用金庫	東京東信用金庫 船橋支店	令和5年6月2日
災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	フローラT&K(株)	ホテルフローラ船橋	令和5年10月26日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)千葉県福祉援護会	障害者支援施設ローゼンヴィラ藤原、障害者支援施設誠光園他 計4施設	令和5年2月8日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)さざんか会	のまる、ゆたか福祉苑他 計6施設	令和5年2月8日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)大久保学園	大久保学園、ふなばし工房他 計4施設	令和5年2月8日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	船橋市老人福祉施設協議会	特別養護老人ホーム三山園、特別養護老人ホームワールドナーシングホーム他 計29施設	令和5年2月8日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	船橋市介護老人保健施設協会	介護老人保健施設オレンジガーデン・ケアセンター、介護老人保健施設千葉徳洲苑他 計10施設	令和5年2月8日
上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書	千葉県企業局	自主防災組織による消火栓の使用	令和2年11月13日
上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書	習志野市企業局	自主防災組織による消火栓の使用	令和3年6月16日
水道法第24条第2講の規定による消火栓の設置及び管理に伴う補償に関する協定	習志野市企業局	自主防災組織による消火栓の使用	令和4年3月30日

## 5 船橋市域災害記録の更新

○ 令和3年度以降における災害記録を更新 該当ページ:資料 15 災害記録

令和3年4月以降の大雨等に伴う被害について、市地域防災計画(資料編)に反映します。

### 追加する災害記録

令和5年10月1日時点

年	月日	原因	備考
令和3年	8月8日 ~9日	台風10号	倒木2件、その他1件
	8月15日	大雨	道路冠水2件、倒木2件 避難所開設28箇所(7名)
	8月23日	大雨	道路冠水11件、敷地内浸水3件、マンホール蓋浮上4件、その他6件(風呂・トイレからの溢水)
	8月31日 ~9月1日	大雨	道路冠水1件
	9月18日	台風14号	道路冠水3件、倒木1件、道路陥没1件
	10月1日	台風16号	道路冠水1件、倒木2件
令和4年	1月6日	大雪	重傷者1名、軽傷者71名、倒木1件
	2月10日 ~11日	大雪	軽傷者2名
令和5年	5月8日	大雨	道路冠水7件、倒木1件
	6月2日 ~3日	大雨	住家一部損傷1件、住家床上浸水2件、住家床下浸水6件、 非住家床下浸水1件、道路冠水60件、倒木2件、 敷地内浸水2件、マンホール蓋浮上1件、ブロック塀倒壊3件、 停電1,210軒、その他19件(土砂の流出等) 避難所開設28箇所(6世帯9名)
	9月8日 ~9日	台風13号	非住家一部損壊1件、道路冠水23件、倒木5件、マンホール蓋 浮上1件、その他(土砂の流出等)2件

## 6 その他

### ○時点修正や軽微な文言修正等

時点修正や軽微な文言の修正等を行いました。

編	該当ページ	主な修正内容
第1部 総則	1.3-3～5/1.4-5、6/1.6-1、2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼夜間人口の時点更新(1.3-4)</li> <li>・地目別面積の時点更新(1.3-5)</li> </ul>
第2部 地震・津波 災害対策	1.1-1、2、5～8/1.2-1、2、4、7/1.3-1、 2、7/1.4-2～5、9、10、13/1.5-1、5、 6、8/1.6-1、3～6/1.7-1～3/1.8-2、 4、5、7/1.9-2、4～6  2.1-1～6、2.1-9、10、13、15、17～19、 21～23、25～27、30、32、33/2.2-2、 5～7、10、13、17、19、20/2.3-1、5～ 7、2.4-1、2、4/2.5-4、5/2.6-1～3、5 /2.7-4～6、8～12、14、16、17、19/ 2.8-1、2、4/2.9-2～4/2.10-1、3/ 2.11-1、3、8・2.12-3～7/2.13-2、4～ 8、2.14-1、2、4～11/2-15.2、4～6/2- 16.2、3、5/2.17-2、4/2.18-2、3、/ 2.19-1、3/2.20-1  3.1-4/3.3-1、5、6、12～13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園面積等の時点更新(1.3-2)</li> <li>・緊急通行車両等の申請の流れを修正(1.8-4)</li> <li>・警報及び情報等の種類に長周期地震動に関する観測情報等を追加(2.2-5)</li> <li>・警報及び情報等の伝達システムの修正(2.2-6)</li> <li>・消防団警防本部の組織体制の反映(2.4-5)</li> <li>・災害医療対策本部の構成員等の整理(2.8-1)</li> <li>・災害救助法の基準変更に伴う被災住宅の応急修理に関する記載の更新(2.12-6、7)</li> <li>・安否不明者の定義等整理(2.14-10、11)</li> </ul>
第3部 風水害 対策編	1.1-1、2/1.3-2/1.4-1、2、6/1.5-1、3 /1.6-1、2/1.7-1  2.1-1～4、9、14、16、17/2.2-1、2、4～ 6、2.3-1、2、4/2.4-1、2/2.5-1～3/ 2.6-1/2.8-1、4、5/2.12-1、2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線状降水帯情報を「顕著な大雨に関する気象情報」に修正(2.1-9 他)</li> <li>・県担当部署の修正(2.1-14)</li> </ul>
第4部 大規模事故 対策編	1.2-1、2  2.1-1、2、5、6/2.2-1、5/2.3-3/2.6- 5、2.8-4、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言の修正(1.2-1 他)</li> </ul>
第5部 その他災害 対策編	1.2-1/1.2-2/1.3-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出典文書の修正(1.2-1)</li> </ul>
資料編	資料1、資料10、資料17、資料23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の追加(資料1)</li> <li>・要配慮者利用施設等の追加等(資料17)</li> <li>・土砂災害(特別)警戒区域の追加(資料23)</li> </ul>